

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年2月13日(2020.2.13)

【公表番号】特表2019-506202(P2019-506202A)

【公表日】平成31年3月7日(2019.3.7)

【年通号数】公開・登録公報2019-009

【出願番号】特願2018-534557(P2018-534557)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/11 (2006.01)

A 6 1 B 17/122 (2006.01)

A 6 1 M 39/10 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/11

A 6 1 B 17/122

A 6 1 M 39/10 1 1 0

【手続補正書】

【提出日】令和1年12月23日(2019.12.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1つの解剖学的壁を通過する2つの解剖学的コンパートメント間の流体連通のためのコネクタであって、前記解剖学的壁にわたって配置されるように適用され構成されているネックと、

前記解剖学的壁にわたる前記ネックを固持する1次手段と、

前記解剖学的壁にわたる前記ネックを固持する2次手段と

を備えるコネクタ。

【請求項2】

デリバリー構成にして前記コネクタを配置することができ、前記ネックが前記解剖学的壁にわたって固持される作動構成にして前記コネクタを配置することができる、請求項1に記載のコネクタ。

【請求項3】

前記1次固持手段および/または前記固持2次手段は、デリバリー位置から、前記ネックが前記解剖学的壁にわたって固持される作動位置に移動可能である、請求項1または2に記載のコネクタ。

【請求項4】

前記1次固持手段が前記解剖学的壁にわたる前記ネックを固持する前に、前記2次固持手段は前記解剖学的壁にわたる前記ネックを固持することができる、請求項1~3のいずれか一項に記載のコネクタ。

【請求項5】

前記1次固持手段および/または前記2次固持手段が複数のアームを備える、請求項1~4のいずれか一項に記載のコネクタ。

【請求項6】

前記1次固持手段および/または前記2次固持手段の前記アームがデリバリー構成から作動構成に展開可能である、請求項5に記載のコネクタ。

**【請求項 7】**

展開可能な前記アームの各々が独立に展開可能である、請求項 5 または 6 に記載のコネクタ。

**【請求項 8】**

前記アームが前記ネックの一方の端または両方の端から延びる、請求項 5 ~ 7 のいずれか一項に記載のコネクタ。

**【請求項 9】**

前記 1 次固持手段が 2 セットの前記アームを備え、前記セットの各々が前記ネックの端から延びる、請求項 5 ~ 8 のいずれか一項に記載のコネクタ。

**【請求項 10】**

前記 2 次固持手段が 2 セットの前記アームを備え、前記セットの各々が前記ネックの端から延びる、請求項 5 ~ 9 のいずれか一項に記載のコネクタ。

**【請求項 11】**

前記 2 次固持手段の前記アームがアーム作動構成でデリバリーカーテールに嵌入されるように適用され構成されている、請求項 5 ~ 10 のいずれか一項に記載のコネクタ。

**【請求項 12】**

網目状の材料が前記アーム間で延びている、請求項 5 ~ 11 のいずれか一項に記載のコネクタ。

**【請求項 13】**

前記アームの各々が輪を形成する、請求項 5 ~ 12 のいずれか一項に記載のコネクタ。

**【請求項 14】**

前記アームの各々が 1 つ以上のアイレットを備える、請求項 5 ~ 13 のいずれか一項に記載のコネクタ。

**【請求項 15】**

前記コネクタが体内ポンプに結合されるように適用され構成されている、請求項 1 ~ 14 のいずれか一項に記載のコネクタ。

**【請求項 16】**

前記ネックが可撓性を持つ、請求項 15 に記載のコネクタ。

**【請求項 17】**

前記ネックがメッシュ構造から形成されている、請求項 15 または 16 に記載のコネクタ。

**【請求項 18】**

前記ネックがテープ部を備える、請求項 15 ~ 17 のいずれか一項に記載のコネクタ。

**【請求項 19】**

前記ネックが生体適合不透膜で覆われるか、コートされる、請求項 15 ~ 18 のいずれか一項に記載のコネクタ。

**【請求項 20】**

前記コネクタにより前記少なくとも 2 つの解剖学的壁間の流体連通が可能になる、請求項 1 ~ 19 のいずれか一項に記載のコネクタ。

**【請求項 21】**

前記 1 次固持手段がディフューザを形成する、請求項 1 ~ 20 のいずれか一項に記載のコネクタ。

**【請求項 22】**

少なくとも 1 つの解剖学的壁を通過する 2 つの解剖学的コンパートメント間の流体連通のためのコネクタであって、前記解剖学的壁にわたる前記コネクタを固持する 1 次手段と、前記解剖学的壁にわたる前記コネクタを固持する 2 次手段とを備えるコネクタ。

**【請求項 23】**

前記 1 次固持手段および前記 2 次固持手段に接続される少なくとも 1 つのリングをさらに備える請求項 22 に記載のコネクタ。

**【請求項 24】**

請求項 1 ~ 2 3 のいずれか一項に記載のコネクタと一体的に形成される体内ポンプ。